

# 松本市保育園・幼稚園アレルギー対応食実施基準

## —食物アレルギー児童に対する給食実施基準—

### (目的)

第1条 保育園・幼稚園で保育の実施をしている児童のうち、食物アレルギーのある児童（以下「アレルギー児」という。）の健康の増進と望ましい食生活習慣の形成を図るため、保育園・幼稚園におけるアレルギー対応食の実施方法について必要な基準を定める。

### (対象児童)

第2条 保育園・幼稚園におけるアレルギー対応食の実施は、食物アレルギーの治療のため医師の指導により家庭において食事療法を実施している児童を対象とする。

### (実施方法)

第3条 アレルギー対応食は、別表1に定めるところにより、原因食品を除去する等の方法により実施する。

- 2 アレルギー対応食の実施に当たり必要な場合は、臨時職員を加配して調理業務の補助をさせることができる。
- 3 アレルギー対応食の材料（調味料を含む。）は、原則として保育園・幼稚園で購入するが、保育園・幼稚園での購入が難しい特別な材料による調理が必要な場合は、保護者から材料または弁当を持参してもらう。ただし、この場合の材料費は保護者負担とする。

### (申請)

第4条 園長は、アレルギー対応食の実施を受けようとする児童の保護者から、松本市保育園・幼稚園給食アレルギー対応食実施申請書（以下「申請書」という。様式第1号）を提出してもらう。

- 2 園長は、申請の内容を審査するとともに、保護者と面接し、実施方法を検討したうえで、その結果を保育課長に報告する。
- 3 園長は、保育課長の認定を得たうえで、アレルギー対応食を実施する。
- 4 園長は、当該アレルギー児の状況について把握するため、保育課長と協議のうえ年度途中でも保護者から医師の指示書の提出を求めることができる。

(変更及び中止)

第5条 申請書の見直しは、年度ごととする。ただし、年度の途中に児童の状況に変化が生じ、実施方法の変更が必要になったときは、保護者から申請書を提出してもらおう。

- 2 アレルギー対応食が必要無くなった場合は、保護者から中止の届を提出してもらおう。
- 3 園長は、変更・中止の申請書の内容を審査し、保育課長の認定を得たうえで、実施方法を変更又は実施を中止する。

(保護者との連携及び園運営等)

第6条 園長は、アレルギー対応食実施にあたり、保護者との連携を密にして、アレルギーの治療の効果が上がるよう努める。

- 2 園長は、アレルギー対応食実施にあたり、保護者に対して、医師の指導に従い家庭でもその効果が上がるよう協力を求める。
- 3 園長は、職員全員に対して、当該アレルギー児の状況把握及び協力体制を徹底するとともに、職員研修の充実を図る。
- 4 園長は、アレルギー対応食実施に必要な食器及び器具等について考慮する。

(補足)

第7条 この基準のほかアレルギー対応食実施に必要な事項は、保育課長と別途協議する。

附 則

この基準は、平成7年3月1日から規定する。  
平成17年1月1日一部改正。